

No. 155(2017/9)

GPLv3 のソフトウェアについてライセンス契約の成立が問われた事例
ARTIFEX SOFTWARE, INC., Plaintiff,
v.
HANCOM, INC., Defendant.
Case No. 16-cv-06982-JSC.
April 25, 2017.

虎ノ門南法律事務所
弁護士・弁理士 片山史英

目次

1. 事案の概要	2
2. 背景および経緯	2
(1) Ghostscript の著作権	2
(2) デュアルライセンスによる提供	
(3) Hancom による Ghostscript の利用	
(4) Artifex による提訴	
(5) Hancom による訴え却下の申立て (motion to dismiss)	
3. 当事者の主張と裁判所の判断	
(1) 契約違反の請求に関して	
ア. 原告 Artifex は契約違反について請求原因を十分に述べているか	
イ. 著作権法の請求が契約違反の請求を専占(preempt)するか	
(2) 米国著作権法が及ぶ米国内の侵害行為について	
(3) 求める救済に対する却下請求について	
(4) 結論	
4. 検討	
(1) 本件における却下申立て	
(2) 契約か宣言かによる法的効果の違い	
ア. 履行請求の可否	

- イ. 準拠法の検討.....
- (3) 契約が成立した場合に問題となる GPL の義務.....
- (4) 契約責任に関する却下申立て.....
 - ア. デュアルライセンスであることについて
 - イ. 本決定の意義.....
- (5) GPL について契約が成立するのか（私見）.....
 - ア. GPL のダウンロードおよび使用について.....
 - イ. 改変、頒布について.....
 - ウ. ソースコード開示の履行請求の可能性について.....
 - エ. 仮に請求できる場合の請求権者.....

1. 事案の概要

本件は、原告 Artifex Software Inc.（以下「Artifex」という。）が、Ghostscript と称するソフトを商用ライセンスと GNU General Public License（以下「GPL」という。） version 3 とのデュアルライセンスで提供していたところ、被告 Hancom, Inc.（以下「Hancom」という。）が Artifex から商用ライセンスを取得することなく、また GPL の条件（ソースコードの開示等）に従うこともなく、これを無断で Hancom のソフトに組み込み頒布していたことから、Artifex が Hancom に対し GPL の契約違反及び著作権侵害の訴訟を提起した事案である。

当該訴訟において被告 Hancom は、GPL の契約違反との請求について、原告 Artifex はその請求原因を十分に述べていないなどとして、米国連邦民事訴訟規則 12 条(b)(6)に基づき訴え却下の申立て（motion to dismiss）を行った。本決定はこの申立てに対する決定であり（本案についての終局判決ではない。）、被告 Hancom の却下申立て（motion to dismiss）は認められないとされたものである¹。

2. 背景および経緯

(1) Ghostscript の著作権

.....

以下割愛。全 18 ページ

以 上

¹ なお被告 Hancom は、本件決定が下された後、GPL ライセンスの契約責任に基づく損害賠償請求について、無償提供されるソフトウェアに係る損害は原告 Artifex には生じていないこと、また仮に損害賠償が認められるとしても、被告 Hancom が GPL を遵守せずに被告製品を頒布した時点(2008 年 3 月 10 日)に GPL ライセンスは自動終了することから、それ以降、GPL ライセンスの契約責任に基づく損害賠償は認められないと主張して、これらの争点に関する部分的サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。しかし裁判所は、2017 年 9 月 12 日、同申立てを退ける判断を示している。